

伊丹市新庁舎整備工事 VE提案実施要領

平成31年(2019年)1月31日

伊 丹 市

目 次

1 本書の位置づけ	1
2 VE 提案に関するスケジュール	1
3 VE 提案の目的	2
4 VE 提案の範囲	2
5 VE 提案書等の提出	3
6 VE 提案の審査	3
7 技術提案書及び入札書への反映	3
8 本工事への反映	4
9 費用負担	4
10 責任の所在	4
11 VE 提案が実施できない場合	4
12 VE 提案内容の保護	4
13 問い合わせ先	5

1 本書の位置づけ

本 VE 提案実施要領は、伊丹市（以下、「市」という。）が伊丹市新庁舎整備工事（以下、「本工事」という。）の事業者選定にあたって、入札に参加する者（以下、「入札参加者」という。）が行う VE 提案に関する事項を定めるものである。

本工事において、入札参加者は、市が実施した基本設計に対して、工事費等の縮減、新庁舎供用開始の早期実現、品質・性能の向上等を実現するための VE 提案を行うことができる。

なお、VE 提案は入札参加者の任意であり、VE 提案書の提出の有無及び VE 提案の採否については入札参加者が備えるべき参加資格要件としない。

2 VE 提案に関するスケジュール

VE 提案に関するスケジュールは、以下のとおりとする。

	日 程	内 容
平成 31 年 （ 20 19 年 ）	1 月 31 日（木）	入札公告 ・ VE 提案実施要領を含む入札説明書等の公表
	1 月 31 日（木）～2 月 12 日（火）	入札説明書等に関する質問受付
	2 月 28 日（木）	入札説明書等に関する回答の公表
	3 月 6 日（水）～3 月 8 日（金）	VE 提案に関する事前確認書の提出 （個別対話参加者のみ）
	3 月 13 日（水）～15 日（金）	個別対話の実施 ・ VE 提案に関する事前確認
	3 月 20 日（水）	個別対話に関する回答の公表
	3 月 25 日（月）～28 日（木）	入札参加表明等の受付（一次審査）
	4 月 1 日（月）	資格審査結果の通知
	4 月 5 日（金）～4 月 9 日（火）	VE 提案の受付
	4 月 15 日（月）	VE 提案審査結果の通知

3 VE 提案の目的

VE提案は以下の目的のいずれか、又は複数の目的に合致するものであること。

(1) 工事費等の縮減

イニシャルコストの縮減が図られること。又は、ランニングコストを含めたライフサイクルコストの縮減が図られること。

(2) 工期の短縮

本工事の早期完成及び新庁舎の早期供用開始を実現するための工程管理又は施工計画の最適化が図られること。

(3) 品質・性能の向上

基本設計コンセプトを踏まえ、更なる品質・性能の向上が図られること。

工事施工中における現庁舎の機能確保（安全性や仮設計画の検討）が図られること。

4 VE 提案の範囲

VE提案の範囲は以下の通りとする。

(1) 原則

提案による建物の品質・性能（柔軟性・効率性、利便性・機能性、業務継続性、省エネ性、保全性・メンテナンス性等）が、本件入札において発注者が公表した要求水準書、基本設計図書及び入札説明書等に関する質問への回答書（当該回答書のうち、要求水準書及び基本設計図書に関するものに限る。以下、これらを総称して「要求水準書等」という。）に示された建物の品質・性能と同等以上であると市が判断する場合に限り、要求水準を満たす範囲で要求水準書等に示された建物の品質・性能を改善する提案を認めることとする。

(2) 変更を認めない提案

ア) 西側の市道昆陽池千僧線に面して低層棟を配置し、北側の国道171号に面して高層棟を配置する建物形状を変更するもの。

イ) 以下に示す階層構成を変更するもの。

(i) 来庁者利用の多い総合窓口、健康福祉部、こども未来部、市民ロビーや市民協働スペース、コンビニなどの機能を1、2階に配置する。

(ii) 市長室などの特別職エリアと総務部、総合政策部を近接配置する。また、業務関連性の高い「都市活力部」と「都市交通部」を近接配置する。

(iii) サーバー室や電気室などといったインフラ関連諸室を5、6階に配置する。

(iv) 議会機能の独立性に配慮し、行政機能との区分を明確化して配置する。また、議会傍聴者・来庁者の利便性に配慮し、低層棟の上層部に配置する。

- ウ) 免震層の位置を基礎免震（一部、柱頭免震）から変更するもの。
 - エ) 周辺地域、現庁舎及び竣工後の新庁舎に対して工事中の安全性が低下すると考えられるものや、工事中の騒音、振動などが増加すると考えられるもの。
 - オ) 環境負荷が増大すると考えられるもの。
 - カ) 外観パース及び内観パースに示すイメージ及び基本設計コンセプトを損なうもの。
- (3) その他

開発実施設計図書におけるVE提案の対象範囲は、図書に記載された品質・性能と同等以上であると市が判断する場合に限り、設計図書で求める仕様を満たす範囲で設計図書等に示された品質・性能を改善する提案を認めることとする。

5 VE 提案書等の提出

VE提案を行おうとする入札参加者は、別添資料の「提案様式集」（以下「様式集」という。）に示すVE提案に関する提出書類について、入札説明書に従い提出することとする。

6 VE 提案の審査

(1) 採否の審査

入札参加者から提出された VE 提案書等について、市において各 VE 提案の採否を審査する。VE 提案の審査にあたり、入札参加者から提出された VE 提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、個別ヒアリングを行って確認する場合がある。

(2) 審査結果の通知

VE提案の審査結果は、当該VE提案を行った入札参加者に個別に通知する。ただし、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係ることなく、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとして、当該入札参加者の承諾を得た内容については、公表することがある。

なお、VE提案審査結果に対する質疑は受け付けない。

7 技術提案書及び入札書への反映

VE提案の採用が認められた入札参加者は、原則として当該VE提案を反映した技術提案書及び入札書を提出するものとする。

VE提案が採用されなかった場合及びVE提案を行わなかった入札参加者は、市が提示した要求水準書等により作成した技術提案書及び入札書を提出するものとする。

なお、入札参加者は、採用が認められなかったVE提案や、事前にVE提案として提出すべ

きであった内容を、技術提案書及び入札書の提出時に改めて提案したり、追加で提案してはならない。技術提案書及び入札書の提出時に、これらの提案がなされた場合、市は一切評価しない。この場合、入札価格の変更は認めないので、入札参加者は十分注意すること。

8 本事業への反映

本事業を実施するものとして選定された者（以下、「落札者」という。）は、技術提案書又は入札書に反映したVE提案を請負契約締結後、本事業に反映するものとする。

また、それに伴い必要となる許認可及び各種申請等の行政手続きも落札者が行うものとする。

9 費用負担

VE提案に要する費用は全て入札参加者の負担とする。また、本事業の実施にあたり、VE提案により必要となる許認可及び各種申請等の行政手続きに要する費用は、入札価格に含めるものとする。

10 責任の所在

基本設計図書に関する責任は市及び基本設計者が負担し、VE提案内容、VE提案内容を反映した設計内容及びその影響が及ぶ部分についての責任は落札者が負担する。市が当該VE提案の採用を認めることをもって、落札者の責任が軽減又は免除されるものではない。

11 VE 提案が実施出来ない場合

受注者が入札時に技術提案書又は入札書に反映した提案は、すべて契約内容となることから、必ず実施すること。請負契約締結後、技術提案書又は入札書に反映されたVE提案が実施不可能となった場合の定めについては、契約約款又は入札説明書によることとする。

12 VE 提案内容の保護

VE提案の内容については、その採否に関わらず、入札参加者の技術、ノウハウ等と密接に関連する部分が多いことから、次のとおり保護することとする。

- (1) VE提案の審査結果は、当該VE提案を行った入札参加者に個別に通知し、VE提案審査結果通知書は落札者が決定するまで非公開とする。
- (2) VE提案の審査結果に係わらず、そのVE提案が一般的に使用されている状態である

と市が文書その他のもので合理的に判断できる場合は、市は無償で当該提案を使用できるものとする。

ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

- (3) 受注者の技術提案書又は入札書に反映されたVE提案は、本事業に関し、市が無償で利用できるものとする。

13 問い合わせ先

伊丹市安全・安心施策推進班

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1 丁目1番

電話番号 : 072-784-8120

電子メール : anzen-suishin@city.itami.lg.jp